

個別事業評価書

施策名	(24) 地域経済の活性化の推進		
事業名	地域イノベーション協創プログラム（補助・委託・交付）		
事業担当課室名	地域経済産業グループ 地域技術課 産業技術環境局 大学連携推進課	担当課室長名	地域技術課長 古瀬 利博 大学連携推進課長 吉澤 雅隆
概要	地域のイノベーションを担う研究機関等が、各機関の研究開発資源（設備、専門人材等）の相互利用を図り、地域のイノベーション創出を支援する協働体制（イノベーション創出共同体）を構築する。 協働体制を構築する複数の中核的な組織に専門家を配置し、域内研究機関の設備、専門人材等の相互利用を実現させるための規約を管理・執行しつつ、企業等に対して、コンサルティングや技術指導、試験設備の利用開放等を実施し、イノベーションが次々と創出される環境整備を図る。この際、大学や TLO 等においても、産学のリソースを元に研究開発から事業化までの企画・立案等を行う人材の配置等の体制整備を行う。 また、技術戦略マップ等や地域の特性等を勘案し、イノベーション創出共同体形成に関連して、地域の研究機関（大学・公設試等）及び企業等からなる強固な産学官の共同研究体制の下、提案公募方式により実用化研究開発への支援を行い、地域の新産業の創出に貢献する製品・サービス等を開発する。		
必要性	グローバル化による国際競争力の激化が地域経済に多大な影響を及ぼしている中、我が国の地域経済の発展を図るためには、地域での産学官の連携ネットワークを形成し、各種支援策を総合的・効果的に投入し、新産業・新事業を次々と創出していく必要がある。この観点から産業クラスター計画を通じ地域の産学官のネットワークを構築してきたところ。これにより研究機関等の協力ネットワークが形成されてきている。また、TLO や大学知財本部の整備等、産学連携に対する取組は進展してきた。 しかし、これら研究機関等相互の組織の壁を超えた研究、設備の相互利用、人材交流等は未だにできていない状況である。また、大学においても、知財の管理・活用、共同研究等の相互の連携が不十分である。こうした中、研究機関等が組織の垣根を越えて、研究開発資源（設備、専門人材等）の相互利用等の協働を可能とする環境を構築し、研究開発に取り組む企業等との連携を加速する必要性がある。 実用化開発は、事業化という出口の直前に立ちほだかるリスク（開発リスク、資金リスク）が非常に大きい段階であり、特に我が国の技術水準の向上に寄与する技術や社会的ニーズが高く早期の実用化が求められる技術について、実用化の呼び水として、産学官による共同研究を前提に、研究開発実施者のリスク負担を低減させ、開発を促進させるための政策的な助成が必要である。 また、民間に対し、広く公募を行うことは、政府として予見できない有用な技術を掘り起こし、社会への発現を促進させる点で必要で		

	ある。						
目標(目指す結果、効果)	・地域の主要研究機関等の協議会事務局への参加 ・研究開発終了後3年後における成果の事業化達成率30%以上 ・地域における大学と企業との産学連携が、技術シーズの発掘から実用化までワンストップで支援される体制が構築されること。 ・これまで産学連携活動が不十分であった大学においても、産学連携への意識が高まり、技術シーズ等の大学の資源を戦略的に活用するための体制作りが進むこと。						
計測指標	・地域の主要な研究機関等のイノベーション創出共同体運営協議会への参加割合 ・研究開発の成果を活用した新事業創出件数 ・協議会に参画している産学連携を担う機関が、技術シーズの発掘、ライセンス等々の産学連携活動の支援を手がけた大学の数 ・協議会において、産学連携を担う機関が関与・支援したライセンスの件数及び共同研究件数						
モニタリング方法	・地域の主要な研究機関等のイノベーション創出共同体運営協議会への参加状況の毎年度調査を実施する。 ・研究開発については、実施者からの研究成果報告書に基づき第三者評価を実施。 ・産業構造審議会における中間評価:平成22年度、事後評価:平成25年度						
予算	終了年度:平成24年度						
	年 度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	総事業費
	金 額 (千円)	9,200,000	11,455,528	11,475,528	11,515,528	11,305,528	54,952,112
事業の スキーム図	事業実施主体:民間団体等、民間企業等 イノベーション創出共同体形成 創造的産学連携体制整備 <pre>graph LR; A[国] -- 補助 --> B[民間団体等（協議会事務局）]; C[国] -- 補助 --> D[民間団体等（大学、TLO）];</pre>						

	イノベーション創出研究開発 ①地域イノベーション創出研究開発 補助率2/3 ②大学発事業創出実用化研究開発 補助率2/3 地域イノベーション関連技術動向調査 委託 国 (経済産業局) 民間団体等
有効性	当該事業により、地域の研究機関等が設備機器の相互利用や専門人材等の交流を行い、財政的に制約がある研究開発資源を最大限有効活用することで、地域の研究開発の厚みを増し、地域のイノベーションが創出されやすい環境を整備する観点から有効である。 また、研究開発機関の相談窓口のワンストップ化は、地域の産業界にとって、産学連携等のための必要なメニューや研究開発資源に対するアクセス効率の向上において極めて有効である。 さらに、イノベーション創出共同体の一翼を担う大学における産学連携の体制が整備され、大学の知を効率的に社会に還元する仕組みの構築が促進される点で有効である。

効率性	・地域の研究機関同士の連携を促進し、設備機器や人材等の最適化を最小限の経費で効率的に行う。この事業により、研究機関同士の連携が促進され、研究開発の厚みを増すことで、地域を担う新事業・新産業が生まれやすい環境が整備されることが期待できる。 ・実用化開発に向けた助成については、企業等のリスクを資金的に軽減することで実用化に向けた研究が活発化することが期待できる。また、提案公募方式を採用し、かつ当該分野の専門家による審査を厳格に実施することにより、優れた案件のみのみを採用し、採択後も事業期間中は毎年度中間審査を実施して、進捗状況の管理監督を行う。さらに、全額助成ではなく企業等にも応分の負担を課す。こうしたことなどにより、最小限の予算措置で新事業・新産業が創出され、地域経済の活性化や良質な雇用拡大を効率的に行うこととする。 ・地域の大学に存在する技術シーズや研究者といった優れた資源を活用するための産学連携を、ワンストップで効率的に支援することで、地域における研究開発力を強化し、また、地域の大学における産学連携への自発的な取組を促すことが期待される。
関連する閣議決定や施政方針演説等における位置付け	○「長期戦略指針『イノベーション25』」(平成19年6月、閣議決定) (平成19年4月、産業構造審議会産業技術分科会産学連携小委員会) ・地域における公的研究機関をはじめ、自治体、大学、企業等によるクラスター形成の支援、当該地域を越えた広域連携やネットワークの強化を推進する。 ・大学の知的財産本部と TLO (技術移転機関) の一本化・連携強化や地域における産学官連携体制の強化、大学間の連携を進める等により、それぞれの大学における知的財産の創出・管理活用を戦略的、組織的に進める体制を構築。 ○「イノベーション創出の鍵とエコイノベーションの推進(中間報告)」(平成19年5月、産業構造審議会産業技術分科会) ・高度な研究人材、研究遂行能力、大学等との広範なネットワークを有する産総研を結節点として、全国の公設試・大学を結びつけ、地域の企業ニーズに沿った技術指導・共同研究を仲立ちする体制を構築。 ○「産業構造審議会産業技術分科会産学連携推進小委員会報告書」 (平成19年4月、産業構造審議会産業技術分科会産学連携推進小委員会) ・公設試、産総研地域センター及び大学等が、それぞれが行っている研究活動や保有する試験研究機器等に関する情報を相互に共有し、地域全体としてその資源を有効に活用するようなネットワークを構築することで、地域における企業支援を効果的に行う。 ○「第3期科学技術基本計画」(平成18年3月、閣議決定) 地域における国の公的研究機関は、自らシーズを創出・発信するとともに、地域の大学等と連携しつつ、地域産業のニーズにも対応していくことが期待される。 地方公共団体の公設試験研究機関は、地域産業・現場ニーズに即した技術開発・技術指導等を行っているが、これまでの活動成果の検証等を踏まえて、それぞれの特色や強みを活かした業務への選択と集中、さらには地域間の広域的な連携等を図りつつ、地域の産学官連携に効果的な役割を果たすことが期待される。 地域クラスターの形成には、産学官連携による研究開発だけでなく、金融の円滑化、創業支援、市場環境整備、協調的ネットワーク構築などの様々な活動が必要であり、地域の戦略的なイニシアティブや関係機関の連携の下で長期的な取組を進める。

	国は、地域のイニシアティブの下で行われているクラスター形成活動への競争的な支援を引き続き行う。その際、クラスター形成の進捗状況に応じ、各地域の国際優位性を評価し、世界レベルのクラスターとして発展可能な地域に重点的な支援を行うとともに、小規模でも地域の特色を活かした強みを持つクラスターを各地に育成する。 ○「知的財産推進計画2007」(平成19年6月、知的財産戦略本部) 1. 知的財産の創造 (1) 戦略的な知的財産活動に取り組む大学等やTLOへの支援を行う 大学知的財産本部による国際的な基本特許の権利取得、技術移転、共同研究契約、事業化支援、知財人材の育成等の広範な活動を促進し、国際水準に見合う産学官連携体制を整備し、知財戦略が十全に展開されるよう、2008年度以降も引き続き、知財の創出、管理、活用を戦略的、組織的に進める大学の主体的かつ多様な取組を促進する。 (2) 大学知的財産本部・TLOの一本化や連携強化を進める 大学知的財産本部とTLOについては、その関係の多様性に配慮し、2007年度から、既存の組織にとらわれることなく、連携強化や一体化を促進する等、産学官連携機能や技術移転機能が最適に発揮できるよう、個々の事情に応じ体制の再構築を促進する。また、知財体制が脆弱な大学等や知的クラスターの国内及び国際的な産学官連携活動や地域企業の産学官連携活動を支えるため、大学と地域の連携、国公立大学間の連携、民間企業との連携、先進的な大学等の取組の普及等の多様な取組を促進する。 ○「経済財政改革の基本方針 2007」(平成19年6月、閣議決定) イノベーション創出・促進に向けた社会環境整備、イノベーションを担う研究開発体制を強化する。
事業に対する ユーザーや有識 者の意見	・地域の財政が厳しい中、研究機関の設備機器の相互利用や専門人材の交流など研究開発資源を最大限有効活用することが必要。(公設試関係者) ・リスクの高い研究開発を地域の中小企業が全部担うことは困難。国としての支援が必要。(中小企業経営者) ・一つのTLOが支援する大学数を増やし、多様な研究者と連携することにより、地元企業のニーズに対応しやすくなる。(大学関係者) ・企業の多様なニーズに一大学が保有する研究成果のみで対応していくことは困難。課題解決に必要な研究成果を持つ研究者が、大学の枠を超えて集まれる仕組みが必要。(大学関係者)
科学技術 関係経費	科学技術関係経費: 対象 科学技術関係経費に登録した事業名: 地域イノベーション協創プログラム